

2019年度事業報告書

〔 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日 〕

一般社団法人 日本造船工業会

2019 年度事業報告書 目次

第1 組織	1
1. 会員・準会員	1
(1) 会員	1
(2) 準会員	1
2. 総会	1
3. 役員、相談役及び顧問	1
(1) 理事及び監事	1
(2) 会長及び副会長	1
(3) 専務理事及び常務理事	2
(4) 相談役及び顧問	2
4. 常設委員会	2
5. 会議	2
6. 事務局	3
第2 事業	4
1. 企画委員会関係	4
(1) 造船業を取り巻く経営環境の急速な変化に対応する業況対策の推進	4
①造船業を取り巻く経営環境変化に対応する業況対策の検討	4
②造船業への公的助成に対する WTO 紛争解決手続きの実施	6
(2) 造船業の経営基盤強化に係わる諸施策の推進	7
①長期需要予測の策定及び関連諸調査の実施	7
②人材確保に向けた広報活動	8
③外国人材の活用推進	9
④造船技能伝承事業の支援	10
⑤鋼材需給関係	10
⑥造船関連諸統計・経済関連諸資料の整備	10
⑦海事産業振興策への取組み	11

(3) 艦船対策、修繕・改造船対策、その他国内船対策の推進	11
①官公庁船の建造促進のための環境整備	11
②防衛省からの受託事業の実施	12
③防衛装備品の国際展示会への協力	13
④修繕・改造船の動向把握	13
(4) 造船業の国際協調に係わる諸施策の推進	13
①国際協調の推進	13
②韓国・中国をはじめとする世界造船業の動向調査	14
③国際需要予測専門家会議	14
④その他	14
(5) 新分野需要開拓の推進	16
①海洋基本計画への対応	16
②新規プロジェクト及び新規需要開拓のための対応	16
2. 技術委員会関係	17
(1) 造船業の技術基盤整備に係わる諸施策の推進	17
①技術開発テーマ（業界共通課題）の創出並びに研究の推進	17
②造船技術者社会人教育への支援	18
③造船学術研究推進機構（REDAS）への支援	18
④関西海事教育アライアンス講義への支援	19
⑤VRコンテンツの制作と展開	19
⑥オープンキャンパスへの参加	19
⑦造船8大学、学会等との交流・連携強化	19
(2) 安全規則関係及び環境関係諸問題に係わる諸対策の推進	20
①検討体制の強化	20
②IMO・ISO等諸規則への対応	20
③トライパタイト会議、ASEF、NACE等、国際対応（技術関連）	23
3. 労務総務委員会関係	26

(1) 厚生労働省による溶接ヒュームガス作業規制対応	26
①マンガン対策特別チーム	26
②厚生労働省の実施する実態調査とその対応	26
③各種調査の実施	27
④厚生労働省の規制強化案と今後の予定	28
(2) 厚生労働省による石綿障害予防規則の見直しへの対応	28
(3) 造船産業労使会議等、労働関係諸問題に係わる対策の推進	29
①日本基幹産業労働組合連合会（造船重機部門）との協調関係の推進	29
②賃上げ・一時金・退職金・高齢者雇用対策・働き方改革等に関する情報 交換	29
③労働関係諸法規等に関する情報交換	30
④安全衛生労使合同対策の推進（日本基幹産業労働組合連合会（造船重機 部門）との連携事業）	30
(4) 安全衛生対策の推進	31
①安全管理目標と安全成績	31
②労働災害防止強化対策「アクションプラン」の実施	31
③安全衛生対策強化月間	31
④安全衛生表彰	32
⑤ホームページを活用した情報の提供	32
⑥全国造船安全衛生対策推進本部（全船安）に対する支援	32
(5) 造船業界に係わるPR活動の推進	34
①造船関係資料・パンフレットなどPR資料の作成	34
②会長記者会見、会長インタビューなどパブリシティ活動の推進	34
③オスロ国際海事展への参加	34
(6) 環境問題に対する取組み	34
①地球温暖化防止関係	34
②廃棄物対策・リサイクル関係	34
③化学物質関係	35
④各種環境規制関係	35

(7) 税制改正要望活動等の推進	35
①税制改正要望項目の取りまとめ及び要望活動の推進	35
②経理問題・資金問題に関する情報交換	36
(8) 法規株式関係対策の推進	36
4. 中手造船委員会関係	37
(1) 中手技術連絡会での技術研究開発の推進	37
(2) 中手労務担当課長連絡会議・人事担当課長連絡会議の開催	37
(3) 中手造船業に関連する諸統計資料の整備	37
5. その他	38
(1) 事務連絡組織関係	38
(2) 造船工業会ニュースの作成	38

【付 表】

会員名簿	39
役員名簿	40
相談役・顧問名簿	41
一般社団法人日本造船工業会 組織図	42

【事業報告の附属明細書について】

2019 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、省略。

第1 組織

1. 会員・準会員

(1) 会員

年度末における会員数は、法人会員17、団体会員1、計18であり、年度末における会員の現況等は、巻末「会員名簿」の通りである。

(2) 準会員

本会準会員数はゼロであり、年度中の異動はなかった。

2. 総会

第77回定時総会を6月19日に開催し、2018年度事業報告書並びに同決算書の承認、2019年度事業計画並びに同予算の承認、2019年度防衛省受託事業契約に係わる締結決定の理事会への委任、2019年度日本財団助成金交付申請決定の理事会への委任、任期満了に伴う理事及び監事の選任を行った。

3. 役員、相談役及び顧問

(1) 理事及び監事

年度当初は、指定代表者から17名、学識経験者から2名、計19名の理事、学識経験者から2名の監事が在任した。

第77回定時総会において任期満了に伴う理事及び監事の選任を行い、指定代表者から17名、学識経験者から2名、計19名の理事、学識経験者から2名の監事を選任した。

年度末における理事・監事の現況等は、巻末「役員名簿」の通りである。

(2) 会長及び副会長

2019年度当初は、前年度に引き続き、会長には加藤泰彦氏（三井E & Sホールディングス）、副会長には中村吉伸氏（住友重機械工業）、斎藤保氏（IHI）、大宮英明氏（三菱重工業）、村山滋氏（川崎重工業）、三島愼次郎氏（ジャパン マリンユナイテッド）、檜垣幸人氏（今治造船）、南尚氏（大島造船所）、上田孝氏（サノヤス造船）の8氏が在任した。

2019年6月19日に、第77回定時総会での任期満了に伴う理事の選任に引き続き開催した第671回理事会において、会長に斎藤保氏（IHI）、副会長に中村吉伸氏（住友重機械工業）、大宮英明氏（三菱重工業）、村山滋氏（川崎重工業）、加藤

泰彦氏（三井E & Sホールディングス）、三島慎次郎氏（ジャパン マリンユナイテッド）、檜垣幸人氏（今治造船）、南尚氏（大島造船所）、上田孝氏（サノヤス造船）の8氏、あわせて代表理事たる副会長に中村吉伸氏を選任した。

年度末における理事・監事の現況等は、巻末「役員名簿」の通りである。

（3）専務理事及び常務理事

年度当初は前年度に引き続き、代表理事たる専務理事に木内大助氏（学識経験者）、業務執行理事たる常務理事に寺門雅史氏（学識経験者）がそれぞれ在任した。第77回定時総会及び第671回理事会において、代表理事たる専務理事に瀬部充一氏（学識経験者）が選任され、業務執行理事たる常務理事に寺門雅史氏（学識経験者）が再任された。

年度末における専務理事及び常務理事の現況は、巻末「役員名簿」の通りである。

（4）相談役及び顧問

相談役には、合田茂氏（住友重機械工業）、相川賢太郎氏（三菱重工業）、岡野利道氏（三井E & Sホールディングス）、伊藤源嗣氏（IHI）、西岡喬氏（三菱重工業）、田崎雅元氏（川崎重工業）、元山登雄氏（三井E & Sホールディングス）、佃和夫氏（三菱重工業）、釜和明氏（IHI）の9名が在任した。

また、顧問の桐明公男氏は6月19日に退任した。

年度末における相談役の現況等は、巻末「相談役名簿」の通りである。

4. 常設委員会

年度当初は前年度に引き続き、常設委員会委員長は、古賀哲郎氏（企画委員会）、大倉浩治氏（技術委員会）、森田裕生氏（労務総務委員会）、檜垣幸人氏（中手造船委員会）であった。

第671回理事会において常設委員会委員長に、前田明德氏（企画委員会）、餅田義典氏（技術委員会）、森田裕生氏（労務総務委員会）、檜垣幸人氏（中手造船委員会）の各氏を選任した。

年度末における各常設委員会等組織図(含む委員長)は、巻末「本会組織図」の通りである。

5. 会議

総会、理事会、正副会長会議及び常設委員会を適宜開催し、それぞれの所管事項の処理に当たった。

理事会は、6月に開催し、本会会務執行上必要な事項について審議し、議決した。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、3月17日は理事懇談会として開催し、本会会務執行上必要な事項について説明と意見交換を行った。

正副会長会議は、4月、6月、9月、10月、12月の計5回開催し、本会方針及び重要事項について審議した。

また、5月、7月、8月、3月に書面による理事会決議を行った。

企画委員会、技術委員会、労務総務委員会、中手造船委員会の常設委員会は、それぞれの専門分野について調査、研究、立案等を行い、その取りまとめに当たった。

6. 事務局

事務局は前年度に引き続き、総務部、企画部、技術部の3部体制であった。

年度末における事務局組織（含む所管業務）は巻末の「本会組織図」の通りである。

第2 事業

1. 企画委員会関係

(1) 造船業を取り巻く経営環境の急速な変化に対応する業況対策の推進

①造船業を取り巻く経営環境変化に対応する業況対策の検討

(a)企画委員会における検討と対応

我が国造船業を取り巻く環境は、世界的な船腹過剰と供給力過剰が継続する中、アジア競合国の政府助成による市場の歪曲化や造船企業の巨大化、環境規制の飛躍的な強化による船主の発注意欲の低下などにより、急速に厳しさを増している。本会では悪化する経営環境に対処するため、企画委員会を中心に対応策の検討を進め、特に11月、2月の企画委員会には、臨時措置として副会長（造船專業会員会社による）も参加し、今後の業況見通しや業界がとるべき対応方針等を議論し、更に本会が行うべき業況対応事業の検討を行った。検討を進める中で、国土交通省の大坪海事局長と11月以降数回にわたり今後の業界対策の方策や政府としてできる業界支援の在り方等について率直な意見交換を行った。

その結果、我が国造船業の国際競争力を向上させるためには、生産性の向上対策を継続しつつ、顧客ニーズを先取りした船舶やサービスの提供などの非価格競争力を高めることが不可欠との業界の共通認識に立つ一方、造船各社のリソースが減少傾向にあることから、企業間の連携・協業による事業展開が重要との認識のもと、取り組むべき主な課題として、次の7項目が挙げられ、コンセンサスが得られた。

- 1) 受注量の急減に伴う発注促進策等の短期的な対策
- 2) 業界共通の設計・生産技術の共同研究開発
- 3) サプライチェーンの効率化
- 4) 船用製品や設計・工作基準の標準化・規格化
- 5) 技術・技能の向上に資する共通研修事業の拡充
- 6) 研究機関・学会・大学などとの連携強化
- 7) 人材・広報対策事業の推進。

一方、こうした中、我が国の手持工事量は減少の一途をたどり、当面の業況を支える短期的な対策を進めて行く必要性が高まってきたことから、2019年の年末から、政府、与党への要望活動を展開した。

ア) 海事振興連盟会長への要望（12月19日）

超党派の議員連盟である海事振興連盟の会長へ本会会長から、難局に直面する造船業の現況説明とともに、次の点について要望と相談を行い、今後の業対策の主要事項として諸活動を展開していくこととした。

①協業・集約・生産性向上対策に係る支援、②大規模研究開発への支援、③官公庁船・一般商船の発注促進、④海洋開発の促進

1) 海事立国推進議員連盟へ要望（12月19日）

自民党の海事立国推進議員連盟において、前記「ア」の①～④」の要望事項についての説明を行った。

2月7日には同議員連盟が「海事産業の国際競争力強化に向けた小委員会」を設置し、日本の海事産業の国際競争力強化策の一環として、造船業への生産性向上・技術力向上のための支援強化を検討することを決議した。

ウ) 経済再生担当大臣へ要望（12月24日）

経済再生担当大臣へ産業基盤強化に向けた業界対策（上記「ア」の①～④）」のうち、主に短期的対策について要望を行った。

I) 企画委員会と日本政策投資銀行（DBJ）、国際協力銀行（JBIC）、海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）との意見交換（2月12日）

企画委員会とDBJ、JBIC、JOINとの間で、各機関の特性を生かした金融政策等について意見交換を行った。

更に、一部の会員企業の政府などへの働き掛けもあり、当面、既存の財投制度を最大限に活用した対応を取って行くことについて、政府、与党、財投機関のコンセンサスが得られ、会員企業の実情に合わせた形での船舶輸出金融の深度化や近代化や事業提携等に係る資金に対する弾力的な対応等が図られ、財投機関と会員企業間で相談等が行われている。

2020年に入って、新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行する問題が発生し、引取り船員の来日遅延による引渡し遅延や人の移動制限によるシージャパン等の大型商談会の中止、延期による新規商談のストップなど造船業界へも大きな影響を与え始め、業界の危機感が益々高まる事態となった。

これを踏まえて、政府、与党への働き掛けを行い、自民党国土交通部会（3月17日）、海造特・海事立国議員連盟合同部会（3月24日）等で、新型コロナウイルス

感染症による造船業界への影響と対策の要望等を行った。

この意見交換を踏まえ、各機関との間で具体的な支援策の検討を進めつつ、年度を越した。

(b) 日本船用工業会との意見交換会の実施

一方、温室効果ガスを大幅に削減する船舶の開発等にあたっては、関連業界との連携が不可欠であることから、関係団体との協力体制の構築に向けた活動を行った。今年度は2月の企画委員会の開催に併せて、日本船用工業会との意見交換会を実施し、本会からはサプライチェーンの最適化、舶用品の規格化、共同開発の推進を提案し、双方の連携の重要性を共通の認識として確認した。また、具体的な連携として、翌年度に向けて、サプライチェーンの最適化を目指した共同調査の実施、両団体に対応窓口を設置していくこととした。

国からも、これらの動きを支援するために、「船舶産業における事業者間連携の促進やサプライチェーンの最適化等に係る調査研究業務」の調査を発注する予定で、準備が進められた。

なお、造船所間や一部の船用事業者とのデータ交換も想定した「船舶産業における事業者間連携の促進やサプライチェーンの最適化等に係る調査研究業務」を、3月に、国から受託をしている。

(c) 海事産業将来像検討会への対応

国土交通省海事局長の私的諮問機関「海事産業将来像検討会」が設置され、6月、10月、1月に今後の造船業のビジョンなどについての有識者による検討が行われた。本会は、会員企業への業況調査をはじめ、企画委員会での業界意見のとりまとめを行い、業界が要望する産業政策に結び付けるべく、当局との調整に努めた。同検討会では、造船・船用工業を取り巻く事業環境の変化を踏まえ産業競争力強化のための諸施策、デジタル化時代に対応した産業構造転換、官公庁船分野の基盤強化、ゼロエミッション船実現に向けた戦略的取組みなどの主要課題についての最終報告書を今年度内に取りまとめる予定としていた。しかし、新型コロナウイルス問題の影響のため検討会の開催が延期となり、次年度のできるだけ早い時期に開催し取りまとめることとなった。

② 造船業への公的助成に対するWTO紛争解決手続きの実施

造船業における世界的な供給過剰問題が長期化し、市況が低迷し続ける中、競合するアジア造船国では自国造船産業への公的助成が横行している。これらの行為

は、世界単一市場である造船市場を歪曲し、健全な競争を阻害する行為であり、本会は、従来から造船業の公正な競争条件の確保に向け、OECD造船部会やJECKU造船首脳会議において、世界的な規律の重要性を主張している。

このような中、2018年11月に日本政府は、韓国の政府系金融機関が行う自国造船業への支援が公的支援であり、造船市場を歪曲していると主張し、韓国政府に対してWTO(世界貿易機関)協定の紛争解決手続に基づき二国間協議要請を行い、同年12月に韓国で二国間協議が行われた。

その後、韓国政府がさらなる政府支援策を打ち出したため、2020年1月末に日本政府は韓国政府に対して再度二国間協議の要請を行った。3月後半にテレビ会議による協議が行われ、我が国政府はあらためて問題解決に向けての早期是正を要請した。

本会は、政府助成の撤廃によって、世界的に公正な競争環境が整備され、造船市況が回復して造船業の健全化に繋がるものと考え、日本政府の一連の動きを支持し、所要の協力を行った。その一環として、2018年度に引き続き、WTO提訴に必要な経費として5千万円の分担金を負担した。

(2) 造船業の経営基盤強化に係わる諸施策の推進

① 長期需要予測の策定及び関連諸調査の実施

需給小委員会では、今後の政策展開の基礎とするため、専門的な観点から新造船の建造需要量予測を継続して行っている。

今年度は、新造船建造需要量予測SAJ2019を策定し、5月に日本・大阪で開催した国際需要予測専門家会議 (ISFEM2019) において発表した。

SAJ2019では予測期間 (2019年から2040年) の新造船建造需要量 (年平均) を6,450万総トンと予測した。足元は船腹過剰を反映し実需要は少ないものの、2010年前後の大量建造船の代替需要が今後見込まれる。他極 (中国・欧州・韓国) の予測値は年平均で6,370~7,380万総トンであり、本会予測と大差はない。また、同専門家会議では、船舶の環境規制の段階的な強化など最近の海運・造船を取り巻く環境変化が、造船業界に与えるインパクトについても意見交換を行った。引き続き、環境変化に留意しつつ、SAJ2020 (予測期間2020年から2040年) の策定作業に着手し、年度を越した。

同予測にあたっては、手法の簡略化や作業の効率化なども念頭に置きながら、海上技術安全研究所と連携して作業を継続している。

②人材確保に向けた広報活動

企画部会は人材確保・育成対策は継続性が重要であるとの認識のもと、下記事業を行った。

(a)壁新聞の発行

2006年度から中学・高校生を対象として造船業の重要性と社会貢献をテーマとした社会科副教材としての「壁新聞」(Shipbuilding News、A1版・裏表面)の発行を開始した。

今年度は第14号「船の種類と造船所を知ろう!」と題して、貨物や旅客の運搬用、国防用、作業や調査用など多様な用途、船の改造や修理、環境に優しい未来の船など、写真や図を使い、生徒にわかり易く解説した。

中学・高校(18都道府県、約9,300校)に配布、また、縮小版(A3版)を作成し大学の学園祭来場者・造船所見学者・海事関係機関・博物館・図書館などに配布し、造船業のPRに供した。

(b)大学生向け情報提供「Japan Shipbuilding Digest」の発行

本会は、2007年2月に、大学生の造船業に対する理解を深めるために、会員各社の技術開発と業界トピックスを中心とした情報を提供する「Japan Shipbuilding Digest」を創刊した。

今年度は、第57号から60号まで4回発行し、電子メールなどによって造船系大学の学科担当教授を經由し学生に配信するとともに、本会ホームページへの掲載や一般紙・業界紙への提供を通じ、啓蒙活動に努めた。

(c)一般・若年層向け造船業の紹介資料

ア)「SHIPBUILDING IN JAPAN 2020」作成の支援

国土交通省、日本中小型造船工業会、日本舶用工業会、日本船舶輸出組合、日本船舶技術研究協会と連携し、日本の造船業・舶用工業の卓越した最新テクノロジーを海外に紹介する英文広報パンフレット「SHIPBUILDING IN JAPAN 2020 - MEET THE NEXT TECH IN JAPAN」を作成し、本会ホームページ英語版に掲載、国際海事展等において配布した。

イ)造船業界就職ハンドブック

会員各社のリクルート活動等で活用されている同ハンドブックを更新・増刷し、教育機関や生徒等への業界イメージの向上に努めた。

(d)海の月間における造船所見学イベント

本会は「海の日」のある7月を中心に、小中学生を主な対象とした進水式や造船所の見学会を集中的に実施している。今年度は日本財団の「海と日本PROJECT」の一環として行われ、国土交通省の協賛のもと、日本中小型造船工業会等と協力して、「全国一斉造船所等見学会」を62回開催し、1万2千名以上の参加を得た。

(e)バリシップ2019 学生招待イベント

5月に今治市において開催された海事展「バリシップ2019」に造船系学科を有する8大学（東京大学、横浜国立大学、東海大学、大阪大学、大阪府立大学、広島大学、九州大学、長崎総合科学大学）の学生招待事業を実施した。本事業は、就職先としての造船業への関心を高めるべく、海事都市今治市との共催で実施し、業界セミナー、展示会場及び造船所の見学を行った。学生35名の参加を得て、造船企業の若手技術者を交えた交流会も行き、産業の魅力を発信する有効な機会となった。

③外国人材の活用推進

外国人材受入「技能実習」、「特定活動」、「特定技能」

造船業の人員不足への対処策として、2015年度から導入された「特定活動」の在留資格による外国人材受入れ措置「外国人造船就労者受入事業」は、2022年度末までの就労が可能な時限措置である。本会は2023年度以降も同事業と同様に外国人材受入れ措置が講じられるよう当局や関係方面に要望した結果、新たな外国人材受入れ制度「特定技能」が2019年度から創設された。

新たな在留資格「特定技能」は、生産性の向上や国内人材の確保に向けた取組を行ってもなお人材の確保が困難な産業分野を対象として14業種が指定され、この中に造船・船用分野も対象業種として認定された。特定技能外国人は「特定技能1号」と「特定技能2号」から構成され、特定技能1号の在留期間は通算で5年間、特定技能2号については在留期間の更新に上限はない。

本会は外国人労働者の適正な監理の徹底に向けた周知・啓発活動の実施、日本海事協会が実施する巡回指導への協力など所要の事業を行った。

外国人造船就労者受入事業については、その実態調査を行い、引き続き動静把握に努めた。2019年12月末時点の本会会員造船所での在籍者数は、「技能実習」が4,195名、「特定活動」が2,008名、2019年4月から導入の「特定技能」が49名で、合計6,252名となった。

④造船技能伝承事業の支援

造船技能者育成を目的として、2004年度から国土交通省、日本財団の支援を得て、本会、日本中小型造船工業会（中小造工）及び日本造船協力事業者団体連合会（日造協）で構成される造船技能開発センターが全国6か所で活動、各地域研修センターでは、各種技能習得、安全体感研修、海上技術安全研究所による船舶海洋工学研修のサテライト授業（船舶海洋工学の基礎知識の講義）が受講できる。（日本財団の支援は2014年度で終了、2015年度からは日本海事協会の支援を得て事業を継続）

今年度の受講者は、新入社員研修・各種専門技能研修等259名、安全体感研修473名、船舶海洋工学研修のサテライト授業39名であった。（2004～2019年度における研修修了者は累計5,924名、安全体感研修、船舶海洋工学研修を含めると12,921名）

6月に各センター間の相互効果を高め、研修の効果的実施と研修内容の向上を図ることを目的とした「地域研修センター意見情報交換会」が開催された。

本会は、同会議への出席など地域センターの活動を支援した他、研修事業の動向・ニーズの把握、新たな研修事業開始の動き（函館等）への支援、センターの活動への本会意見の反映に努めた。

⑤鋼材需給関係

(a)造船用鋼材、資材調達問題に関する諸施策の推進

本会会員の海洋構造物用を含む造船用鋼材の購入量調査を行った（4月・10月）。2018年度の購入量実績は333万トン（前年度比3.8%増）であり、10月調査における鋼材購入量の見込は2019年度・317万トン、2020年度・273万トンであった。鋼材及び船用機器の需給状況を的確に把握するための調査及び分析を行い、会員会社の参考に供した。

(b)鋼材市場の調査

鋼材価格の動向と需給状況を把握するため、専門紙による市中価格と経済調査会による大口需要者取引価格の比較を毎月行い、会員各社の参考に供した。

⑥造船関連諸統計・経済関連諸資料の整備

工事量、船腹量、荷動量、売上げ、人員数など造船関連の統計情報や資料を収集分析し、「造船関係資料」（2019年9月版、2020年3月版）、「船種・船型別資料」（四半期毎）などとして取りまとめ、関係各位の参考に資した。

⑦ 海事産業振興策への取組み

(a) 国際協力銀行法に基づく先進国向け輸出金融

国際協力銀行の2019年度の船舶輸出への融資案件は8隻であった。

(b) 海運税制の維持・拡充

日本海運業の競争力強化は日本造船業の強化につながることから、本会はかねてより、日本船主協会等が推進する税制改正要望を支援している。

今年度は船舶の買替特例（圧縮記帳）制度が期限切れを迎えることから、本会会長が船主団体とともに自民党等の関連会議に出席し、意見陳述を行った。結果として、同制度の3年間の延長が認められた。

(c) 海事産業基盤の維持強化

海事産業の基盤維持・強化を図るため、海事振興連盟、国会議員、関係方面に対し、国際造船市場の公正化、造船業の短期的支援策、海事産業の生産性革命、艦艇・巡視船艇の建造・技術基盤の維持、船舶の発注促進対策等に向けた支援、海の日7月20日固定化などに関する要望及び提案を行った。

(3) 艦船対策、修繕・改造船対策、その他国内船対策の推進

① 官公庁船の建造促進のための環境整備

(a) 艦船造修基盤の整備

ア) 2020年度艦船建造予算

2020年度の艦船建造予算は4隻・1,782億円、艦齢延伸等の予算249億円、海上保安庁巡視船艇予算は、小型巡視艇の建造、ヘリコプター搭載型巡視船の延命・機能向上など14隻（うち継続分13隻）253億円であった。

イ) 自民党安全保障関係団体政策懇談会への要望

11月に、自民党安全保障関係団体政策懇談会に出席し、31中期防における艦艇建造計画隻数の確実な調達実現と適正な建造予算の確保、契約に適用される標準利益率の維持、調達・契約制度の継続的改善、艦艇修理工事の工期平準化及び前払金制度の拡充などの艦艇建造基盤維持・強化に関する要望を行った。

ロ) 公明党政務調査会安全保障部会への要望

11月に公明党安全保障部会政策要望懇談会に出席し、艦艇造修の現況を説明、

艦艇建造基盤維持・強化及び研究開発予算の確保、政府主導による防衛装備品・技術の海外移転の推進を要望した。

I)艦船造修整備に係わる官民合同会議への取り組み

12月に、艦艇部会艦船技術小委員会を中心に、海上自衛隊補給本部と共同で「艦船造修整備に係わる官民合同会議（本会議）」を開催した。本年度は民側が積極的に意見を発信すべく船体・機関・電気武器の各分野で民分科会を開催し、維持整備に係る官側への改善要望を取り纏め、本会議へ提出した。その結果、課題解決に向けて官民双方で検討していくことが本会議において確認された。その他、艦船造修整備中に生じた不安全事故の分析及び再発防止対策の検討、修理艦艇の台風被害及びその教訓を踏まえた対策の水平展開を行った。

㊦)契約における経費率

防衛省の契約制度研究会において、装備品の価格算定に使用される標準利益率の見直しがなされ、計算方法の変更により、利益率の低減を図ることとなった。しかし、利益率の低減は、企業の研究開発・設備投資の原資を縮小させ、艦艇造修基盤・防衛生産・技術基盤の棄損・崩壊に繋がるのが危惧されるため、本会は日本防衛装備工業会（JADI）及び日本航空宇宙工業会（SJAC）と密接に連携して関係方面への働きかけを行った結果、次年度の標準利益率は従来通りの計算方法となった。

②防衛省からの受託事業の実施

5月に防衛省の「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」が改正され、多くの役務の基本契約条項に情報セキュリティ特約が付されることになり、本会は情報セキュリティ特約が求める設備・環境を満たしていないため、上記特約が付された案件の受託は見送った。今年度の受託は下記2件・受託金額合計：9,295,000円であった。

(a)海上幕僚監部（下記1件・受託金額合計：2,420,000円）

- ・炭酸ガス吸収装置（散布式）散布剤の代替品に係る技術資料の作成

(b)補給本部（下記1件・受託金額合計：6,875,000円）

- ・艦齢延伸対象艦の艦齢延伸措置に係る技術資料の作成

③防衛装備品の国際展示会への協力

防衛装備技術国際会議／展示会「MAST Asia 2019」（6月）並びに総合防衛・セキュリティ展示会「DSEI Japan 2019」（11月）が千葉幕張メッセで開催され、本会は両展示会に対し名義後援を行った。

④修繕・改造船の動向把握

船舶修繕・改造工事量（本会会員ベース）の調査を行い、2018年度は1,068隻（2017年度比・41隻減少）、10,437千総トン（同・1.6%減少）、完成高は1,139億円（同・5.5%増加）であった。

（4）造船業の国際協調に係わる諸施策の推進

①国際協調の推進

(a)JECKU造船首脳会議、同専門家準備会議

JECKU造船首脳会議に先立ち、7月にイタリア・ミラノにおいて各極の実務者クラスが出席するJECKU専門家準備会議（EPM）が開催され、計35名が参加した。EPMでは直面する造船市況とその課題について議論を行い、議題の選定、発表担当極の調整など造船首脳会議の準備にあたった。

第28回JECKU造船首脳会議（TEM）は、10月にイタリア・ヴィアレージオにおいて開催された。日本、欧州、中国、韓国、米国の主要造船会社の首脳及び関係者計83名が参加した。本会議では、各極造船業の概況と経済、船種別市況動向、造船需給などについての意見交換が行われ、首脳間の相互理解を深めた。本会議にて承認された議長声明の概要は以下の通りである。なお、次回JECKU造船首脳会議は、2020年10月に中国・青島にて開催されることとなった。

ア) 造船首脳会議、健全な造船経営に向けた取り組みの必要性について一致。

イ) 過去10年以上にわたる需要の低迷により、船価指標はピーク時より3割下落し、我々は健全な経営を維持できない船価で受注してきた。一方で生産コストは着実に上昇している。

ウ) 我々は、これまで行ってきた世界経済への貢献を継続しつつ、気候変動や環境汚染への対応という大変革を求められており、この使命の達成に向けた努力を惜しまない。一方でその実現に向けた技術開発には非常に大きな投資が不可欠となっている。

エ) 海事業界が現在の好ましくない状態に陥ったメカニズムを産学合同で解明し、対応策に反映させなくてはならない。同時に各国政府は、現状を招く原因と

なった造船業界の枠組みを再検討する必要がある。

- ナ) より健全なマーケットに向けた公平な競争条件の確立を目指し、造船業界が過去数年共有してきた見解を再確認する必要がある。
- カ) 造船首脳会議は、これらの問題に対処し、海事業界の持続性の創出に取り組めるようすべての関係者に協力を要請する。

(b)CESS活動

CESS (Committee for Expertise of Shipbuilding Specifics = 造船関係専門委員会) は、日本、欧州、中国、韓国、米国の主要造船事業者及び業界団体で構成される組織であり、本会はその中心メンバーとして活動している。7月にイタリア・ミラノにて年次総会 (JECKU専門家準備会議との併催) を開催した。国際造船団体ASEF (Active Shipbuilding Experts' Federation) が発足したことを受け、これまでCESSで扱っていた技術的案件はASEFおよびSEA Europeが引き継ぐこととなった。会議では、JECKUとして健全な競争市場を維持することを目的とした発展的な考えに共同で取り組むことのできる分野を引き続き模索してゆくことで出席者は合意し、10月のJECKU TEMで承認された。

(c)日韓及び日中韓造工事務局会議

両会議はそれぞれ年一度の頻度で開催されているが、今年度は各極のスケジュールなどの調整がつかず、両会合とも開催されなかった。

②韓国・中国をはじめとする世界造船業の動向調査

韓国、中国を中心とする造船に関連する調査を継続的に行い、その結果を本会会員に供した。その他、IHS統計、クラークソン統計などを随時整理し、本会会員および国内外の関係者からの問い合わせに対応した。

③国際需要予測専門家会議

今年度の国際需要予測専門家会議は、5月に日本・大阪で開催された。本会議には需要予測の専門家計25名が出席し、新造船建造需要量予測の発表と議論が行われ、造船市況に影響する様々な要因への共通認識を醸成した。

④その他

(a)主要造船国との交流

本会は、従来から欧州造船船舶用工業会、中国船舶工業行業協会、韓国造船海洋ブ

ラント協会など各国・地域の業界団体との密接な交流を行っている。今年度も引き続き各国・地域の造船業の現状、造船市況、業界を取り巻く諸問題等について各国と意見交換を行い、相互理解の促進に努めた。この他、米国、英国、ドイツ、オランダ、デンマーク、フィンランド、ロシア、中国、香港、インドなどの海事関係者、主要海事系新聞の記者などの来訪・問い合わせに対して適宜対応を行った。また、6月のNor-Shipping国際海事展の開催に合わせ、ノルウェー首相主催のラウンドテーブル「Roundtable: Engineering Green Shipping」が開催された。本ラウンドテーブルには、ノルウェー政府、造船、船主、荷主、金融といった各業界のハイレベルが出席し、国際海事機関（IMO）で合意された2050年のGHG排出削減目標を海事業界としてどのようにして達成していくかについて討議した。造船業界より、本会会長が参加し、造船業界としてGHG排出削減に積極的にコミットしていく旨を表明した。

(b)OECD（経済協力開発機構）造船部会

第128回会合が5月に、第129回会合が12月に開催された。昨年度より引き続き、主に韓国による自国企業への公的支援問題と、造船分野における公的助成防止に関する法的拘束力のある国際規律の策定について討議した。韓国による公的支援問題については、現代重工による大宇造船海洋の買収について、日本が造船市場の歪曲への懸念を表明しつつ具体的な支援内容について問いただした。しかし、韓国は、当該買収は現代重工業及び韓国産業銀行の商業的判断によるものであり、政府支援ではないため、十分な情報を持ち合わせていない旨の回答があった。このほか韓国が近年自国の造船業と海運業に行っている支援措置について、欧州連合（EU）が市場歪曲につながる恐れがあると表明した。さらにEUは、韓国政府が提供する情報が不足かつ不透明であり、造船部会事務局が支援措置の調査を行う必要があると主張した。多くの国々がEUを支持したものの、韓国は、造船部会は各国の支援措置を議論する場ではない旨を主張して調査の実施を拒否した。国際規律の策定については、第128回会合において国際規律を構成する補助金規律と船価規律に関する各国の要求事項を洗い出し、各国が目指すべき規律の基本的な要素と厳格さのレベルを設定するための議論を行った。第129回会合では、日本、EUなど殆どの国が全ての規律要素について議論することを受け入れると表明した一方で、韓国は中国が国際規律の議論に参加していないことを理由に反対した。日本やEUが韓国の翻意を促したものの、韓国は一切妥協の姿勢を見せず、結果として国際規律の策定の議論は凍結されることとなった。EUは、韓国のごうした姿勢を「中国の背後に隠れている」と強く批判するとともに、韓国の反対によ

り議論を凍結せざるを得なかった旨を議事録に残すよう要求し、受け入れられた。

(5) 新分野需要開拓の推進

① 海洋基本計画への対応

本会は、経団連の海洋開発推進委員会などに出席し、海洋基本計画に基づく諸施策等に関する情報収集に努めた。

② 新規プロジェクト及び新規需要開拓のための対応

(a) 海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN)

日本政府は、交通・都市開発事業の海外市場へのわが国事業者の参入促進を図り、需要リスクに対応した出資と事業参画を一体的に行うため、2014年10月20日に海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN) を設立した。本会はJOIN設立時に1億円を出資している。今年度は同機構の株主総会等に出席し、案件成約状況や今後の活用促進方策などに関する情報収集を行った。

(b) 再生可能エネルギー

本会は加盟している日本風力発電協会において、特に洋上風力発電事業に関する情報の収集に努めた。

2. 技術委員会関係

(1) 造船業の技術基盤整備に係わる諸施策の推進

①技術開発テーマ（業界共通課題）の創出並びに研究の推進

(a) 協業・連携の強化に向けた重点的取組み

1. (1) ①のとおり、厳しい業況及び各社の現状を踏まえ、協業・連携を強化する方向が、検討される中で、企画委員会からの要請を受け、技術委員会では、共同研究等の施策の具体的な内容について、費用対効果・優先度・難易度・節減効果等の観点から検討を行い、今後実施すべき対策を以下のとおり取りまとめた。

上記の技術委員会での検討は、本会として取り組むべき技術開発に関する課題等についての技術幹事会によるアンケート調査結果も踏まえつつ、設計部会及び生産部会での精力的な検討を行った上で、技術幹事会で検討するというプロセスで行われた。企画委員会と連携して、これら対策の実施計画等を順次策定し、対応を進めつつ年度を越した。

(ア) 共同研究

○船技協・財団助成事業（旧SR系）との協業強化

- ・ 監督官対策の一環として、PSPCの数値化や計測機器の開発等検査・認証機器の開発の実施。

○業界の設計の共同化・分担

- ・ GHG削減のためのEEDI 3次規制対応等の船型共同開発の推進
- ・ 共同設計に向けた、設計データ交換支援システムの開発、設計3D化等の実施

○共通生産機材等の共同開発

- ・ 画像処理技術等のITを活用した生産工程の見える化
- ・ AI溶接ロボット、塗装ロボットの開発等

(イ) サプライチェーンの効率化の推進

○効率化調査

- ・ 効率化のための調査の実施
- ・ 設計データ等の交換、共同受注発注システムの検討・実証（新造船WEB）

○共同開発

- ・ 遠隔操船システム等の共同開発

(ウ) 標準化・規格化

- ・ 鉄艀装品等における日舶工との標準化
- ・ 業界標準の設計・工作標準作成

(I) 共通研修

○地域技能開発センターの活用・拡充

- ・厚労省人材開発助成の対象化
- ・新規研修（下請向け初級、溶接中級）等の導入、企業内研修への研修キットの提供等

○社会人教育センター実施事業の整理・拡充

- ・厚労省人材開発助成の対象化
- ・新規研修（生産設計、AI人材育成等）等の導入、各機関で実施する研修内容の重複の整理
- ・運営団体の集約化（NK、海技研、造工の類似機能の整理・効率化

(ウ)大学、学会連携

- ・大学、学会、海技研連携
- ・海技研プラットフォーム（PF）の活用 (b) 生産技術革新検討会の設置
生産部会では、我が国造船業の競争力向上及び技能継承、生産・設計工程におけるIoT及びAIの適用並びにIMO塗装基準（PSPC）の定量評価技術について検討するため、「生産技術革新検討会」を生産部会の下に新たに設置した。2019年5月から2020年2月までに計4回開催した。

②造船技術者社会人教育への支援

本会は、我が国造船業における若手技術者の技術力向上を図ることを目的として、日本中小型造船工業会、日本船舶海洋工学会と共同で、2001年4月より「造船技術者 社会人教育」を実施している。

今年度は、4月6日に大阪大学にて第19回「造船技術者 社会人教育」を開講した。例年同様、3日間の集中講義と6ヶ月間のEメールによる通信教育が行われ、9月28日に成功裡に終了した。

基礎コース（9コース）と中堅コース（2コース）の計11コースから構成される本講座には、造船会社、海運会社、船級協会など関係業界から総勢233名が受講し、累積受講修了者数は4,730名となった。

本会は、本事業を運営する「造船技術者社会人教育センター」の事業が円滑に推進されるよう、必要な協力を行った。

③造船学術研究推進機構（REDAS）への支援

造船学術研究推進機構は、「大学における船舶・海洋関連の学術的基礎研究活動の活性化及び多くの優れた人材のこれら研究分野への積極的参加」を支援するため、1993年2月に設立され、全国の大学より船舶・海洋関連の研究テーマ募集を行い、

優れた研究に対し研究助成金を交付している。

今年度は、40件の応募が寄せられ、厳正な審査の結果、16件の研究テーマを選定し、総額1,300万円の研究助成金を交付した。

過去27年間で、累計1,243件の応募のうち434件に総額4億6,795万円を交付した。また、2018年度より学生に博士後期課程への進学を促す施策の一環として、博士後期課程への進学者に対して研究奨学金を交付する事業を開始した。REDASの2020年度事業として1月に募集を開始し、3月の締切までに7名の応募があった。

本会は、造船学術研究推進機構の事業が円滑に推進されるよう必要な協力を行った。

④ 関西海事教育アライアンス講義への支援

本会は、今年度も関西3大学（大阪大、大阪府立大、神戸大）大学院の連携授業「関西海事教育アライアンス」（2008年開講、各大学の教員に加え海事関連業界の実務者による講義を実施）の「造船産業技術特論」講座に会員会社から講師を派遣した。

（今年度の受講者：35名（大阪大学21名、大阪府立大学11名、神戸大学3名）

⑤ VRコンテンツの制作と展開

若年層に造船業の魅力をPRする新しい施策として、VR（バーチャルリアリティ）映像で造船所を紹介するコンテンツを制作した。主に高校3年生を対象としたオープンキャンパスや就職イベント、会員各社の進水式の一般公開イベントに視聴用のゴーグルとともに貸与する取組みを、今年度より開始した。

制作後、7月から年度末までに大学のオープンキャンパス（全国10か所）、中学校（2か所）、造船所イベント（2か所）、就職イベント（1か所）に貸与を行い、好評を得た。

⑥ オープンキャンパスへの参加

8月に開催された神戸大学オープンキャンパスにおいて、海事科学部による卒業後の進路を紹介する「業界相談コーナー」へ、本会は、日本船主協会、日本舶用工業会とともに参加、前述のVRコンテンツや壁新聞、就職ガイドブック等により高校生やその保護者に造船業の魅力をPRした。

⑦ 造船8大学・学会等との交流・連携強化

造船系学科を有する8大学（東京大、横浜国立大、東海大、大阪大、大阪府立大、広島大、九州大、長崎総合科学大）の担当教官と本会技術委員会は、造船業界の現状と展望、大学教育の課題などについての認識を共有し、相互理解の醸成を図るた

め、定期的に懇談会を開催している。今年度は11月28日に開催し、大学の運営状況、産学連携の一層の強化などについて意見交換を行った。

また、2月には日本船舶海洋工学会と意見交換を行い、日本の造船業を取り巻く厳しい環境や、両者の活動状況や課題などについて意見交換を行った。

(2) 安全規則関係及び環境関係諸問題に係わる諸対策の推進

① 検討体制の強化

(a) 国際対応技術部会等での検討

後述するASEFが、IMOオブザーバー資格取得のための3年間の試行期間が経過したことや同資格を取得したことに伴い、これまでの運用を見直してIMOなど世界に情報を発信する体制を整える議論を継続して行っている。本会においても、ASEFへの対応、既存の技術委員会及びその傘下組織との連携を議論するため、2017年度に国際対応技術部会を設置した。2019年度は、11月に本部会を開催し、上記ASEF体制の見直し・強化、ASEFが出席する会議への対応等について検討・確認を行った。

(b) MASS (Maritime Autonomous Surface Ships) 検討チームの活動

IMOでは、既存のSOLAS等の条約関係規則を自動運航船に適用しようとした場合に改正が必要な規定の洗い出し作業 (Regulatory Scoping Exercise(RSE)) が実施されている。同作業に対してASEFとしてコメントするためにSOLAS第5章を造工/MASS検討チームにてコメントをまとめ、IMOへ提出した。

② IMO・ISO等諸規則への対応

(a) GHG (温室効果ガス) 削減

GHG削減関連で継続審議中の諸問題に対応するため、性能分野WGを中心に、日本船舶技術研究協会をはじめ船級や研究所などの協力の下、IMO/MEPCにおけるエネルギー効率設計指標 (EEDI) 削減率の見直しの一環として行われている、EEDI 3次規制やEEDI規制値のさらなる強化に向けた検討への対応を行った。

また、国が策定中の「国際海運のゼロエミッション実現に向けたGHG削減ロードマップ」について、2050年削減目標 (海運からの総排出量の50%削減) の達成に向けて必要となる新燃料や技術等の活用シナリオの検討への協力などを行った。

「EEDIの検査・認証に関するガイドライン」では、速力試運転の実施・解析については2018年に見直されたITTC (国際水槽試験委員会) とISO15016 (2015年版) の方法に従うことが規定されているところ、このISO15016が5年ぶりに見直されることを受け、検討体制の強化を図った。

(b)係船設備基準への対応

舶用品艀装品分野WGは、石油会社国際海事評議会（OCIMF）の関係者に対し、同会が発行している第4版Mooring Equipment Guidelines（MEG4）へ設計時にリスク評価を義務付ける記載を避けるよう働きかけを行った。しかし、それが反映されずに発行されたことを受け、本会内に同ガイドラインの要件を満たすリスク評価の雛形を作成することを目的とした専門チームを設置した。

2019年度は計3回の会合を開き、本会内で使用する共通の雛形を作成した。

(c)その他の主要基準・規格への対応

ア)IMO審議関連

本会は、上記の他IMO審議関連で造船設計に影響の大きい課題に対応すべく、日本船舶技術研究協会の委員会やWGなどに参画し、業界意見の発信に努めた。今年度において本会が参画している主要な案件は以下の通り。

○自動航行船関係

- ・自律型海上輸送システム研究委員会
自動航行船にかかる規制に対応。

○大気汚染防止関係

- ・省エネ性能向上技術基準検討プロジェクト
GHG削減戦略への対応。
- ・大気汚染防止基準整備プロジェクト
NOx 3次規制やブラックカーボン規制に対応。

○復原性関係

- ・目標指向型復原性基準プロジェクト
非損傷時復原性基準の全面的な見直しに対応。

○船舶設備関係

- ・係船設備検討会
係船設備基準の全面的な見直しに対応。
- ・船上揚貨装置検討会
貨物クレーンの技術基準策定に対応。

○塗装関係

- ・船体付着生物管理プロジェクト
「外来水生生物の越境移動を最小化するための船舶の生物付着及び制御のためのガイドライン」の強制化へ向けた動きも見られることから、動向をフォロー。

○サイバーセキュリティ関係

・サイバーセキュリティプロジェクト

新造船建造時に最低限必要とされるサイバーセキュリティに関する図書類や機器を明らかにするなどの対応を実施。

○その他

・防火検討会

・水中騒音プロジェクト

1)ISO関係

日本船舶技術研究協会では、ISO（国際標準化機構）の場で日本提案を織り込むことを推進している。造船業に関連の深いISO関係の委員会・分科会には本会の専門家が参画し、専門的見地からの適切な意見の反映に努めた。今年度において本会が参画・関与している主要な案件は以下の通り。

○標準部会

○標準部会／LNG燃料船WG

○環境分科会／バラスト水サンプリングWG

○構造分科会

○構造分科会／プロペラキャビテーションWG

○構造分科会／LNGタンク用高マンガン鋼ISO規格検討WG

○振動分科会

○機械及び配管分科会

○甲板機械及びぎ装分科会

○電気設備分科会

○バルブ及びこし器分科会

ウ)国土交通省等関係

本会は、国土交通省からの各種の造船関係の規則策定に関する意見照会につき、会員会社の意見を取りまとめて回答を行うなどの対応を行っている。

今年度は、燃料油環境規制対応連絡調整会議、i-Shipping(design)推進のためのCFD（数値流体力学）高度化検討委員会、海事イノベーション部会等に参画し、業界意見の反映に努めた。

2006年4月1日、「改正大気汚染防止法」の施行により、造船業界も揮発性有機化合物（VOC：Volatile Organic Compounds）の排出規制の対象となっている。2019年度は、生産部会において、法規制と自主的取り組みを併せてVOCの削減を目指し、

規制対象施設（排风量10万m³以上の能力を有する塗装施設：排出基準値は700ppmC）を有する本会会員事業所について、年1回以上の濃度計測（法改正により計測回数緩和）を徹底するよう周知するとともに、測定結果の収集に努めた。

(d)関係団体会合への参加

日本適合性認定協会（JAB）、防錆協会、日本機械工業連合会、日本海事協会（NK）、海技振興センター、日本内燃機関連合会、日本溶接協会等の関係諸団体の会合へ参加し、規則等の動向をフォローするとともに、業界意見の反映に努めた。

(e)IMO会合等への専門家派遣

IMO等の会合に本会会員会社の専門家を派遣し、専門的見地からの意見の反映に努めた。

- IMO関係：MSC（海上安全委員会）、MEPC（海洋環境保護委員会）及び傘下の小委員会など
- ISO関係：TC8総会等での規格対応など
- その他：IACS（国際船級協会連合）理事会との業界懇談会、ICSとの環境対にかかる打合せ、関連業界会合やセミナーなど

③トライパタイト会議、ASEF、NACE等、国際対応（技術関連）

(a)トライパタイト会議（世界の海運・造船・船級の三者会合）

10月16～18日に日本・東京で開催され、技術的諸規則の重要な課題について、造船業界の見解を表明するとともに関係者との相互理解の増進に努めた。

- 今回の主要議題
 - 脱炭素船
 - ・IMO GHG戦略（短・中・長期対策と懸念事項）
 - ・ゼロエミッション船
 - ・代替燃料と新技術の研究開発努力
 - 船舶の安全
 - ・サイバーセキュリティ
 - ・自動運航船（MASS）
 - 海洋環境保護
 - ・バラスト水管理条約（経験蓄積期間）
 - ・2020年の低硫黄燃料油に関する規制
 - ・船体付着生物管理

等

○トライパタイト会議JWG

トライパタイト会議において、専門家による詳細な検討を行う必要のあるテーマが提起された場合には、その都度、トライパタイト会議の下に合同作業部会（JWG）を組織して専門家による検討及び意見の集約を行っている。「サイバーセキュリティ」等についてJWGが組織されており、本会からも専門家を派遣して意見の反映に努めた。

(b)ASEF(Active Shipbuilding Experts' Federation)

11月13日に、第13回ASEFフォーラムを日本・大阪で開催した。これまでのASEFフォーラムは、ASEF会員向けの内部報告会的性格を有するものであったが、今回より海運、船用業界への発信を強化する目的で、外部海事関係者も招待してオープンな形で開催した。内容についても一層の充実を図り、以下3本の技術セッション（パネルディスカッション）を実施した。（参加者総数：89名）

- ・ GHG削減に関するパネルディスカッション
- ・ 斎藤IMO MEPC議長をプレゼンター及びモデレータとして招聘
- ・ MASSに関するパネルディスカッション
- ・ Sulphur Cap 2020に関するパネルディスカッション

11月12日に第9回理事会及び第5回総会を開催し、2019年度の活動報告、2020年度の活動計画、組織人事を承認し、ASEF新会長に斎藤会長、事務局長に臼井氏が正式に就任した。

ASEFのIMOオブザーバーステータスが2021年末まで延長が決定し、IMOのMEPC74、MSC101といった委員会をはじめ各小委員会にも積極的に出席した。また、2019年5月に開催されたMEPC74にASEFとして初めての提案文書を提出し、IMO活動への貢献を積極的に行った。

さらに、2019年5月に第8回理事会及び技術代表会議（ART会合）を2日間にかけて開催し、ASEFとして対応すべき事務的課題、技術課題について意見交換を行った。

(c)関連業界団体会合への参加

IACS（国際船級協会連合）の理事会（12月・ロンドン）での業界協議（主要トライパタイト会議参加団体が参加）及びIACS共通構造規則改正の提案（RCP：Rule Change Proposal）を審議する会合（1月・東京）へ本会から技術専門家の代表者を派遣し、構造規則やサイバーセキュリティ等に関して問題点の指摘を行った。

CESA/SEA EUROPE（欧州造工）－ASEF会合を10月に本会会議室にて開催し、関係者と技術的課題などについて意見交換を行った。

(d)NACE（国際防食技術者協会）への対応

塗装関連案件における情報交換と相互協力を目的に、本会とNACEとの間で2011年7月に協力協定を締結した。

2017年12月に締結されたASEFとNACEの協力協定に基づき、11月のASEFフォーラムにNACE代表者を招待した。また、11月のNACE EAP 2019に本会から技術専門家の代表を派遣し、意見交換及び協力協定更新の調印式を実施した。

3. 労務総務委員会関係

(1) 厚生労働省による溶接ヒュームガス作業規制対応

厚生労働省では、2016年からマンガ管理濃度規制の強化、及び溶接ヒューム(塩基性酸化マンガ)の特定化学物質障害予防規則(特化則)への適用を「管理濃度検討会」とそれに続く「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」(以下「措置検討会」という)で検討を行ってきた。その動きを受け、本会において、理事会、正副会長会議、企画委員会、技術委員会、労務総務委員会などの場で本件を議題に取り上げ、情報の共有を図った。2019年3月の理事会において、本件は造船業界に与える影響が大きいと、造工の組織全体を挙げて取り組むことを決議した。加えて、関係機関との情報交換、連携を図る一方、業界独自に調査を進め、関係機関への働きかけを行っていくことが確認され、5月に安全衛生部会委員を中心にマンガ対策特別チームを設置して規制強化対策の検討に当たった。また、これらの対応を行うための経費については、会員会社が通常会費とは別に負担することが12月の企画委員会において承認された。

① マンガ対策特別チーム

第1回会合を5月29日に開催し、溶接ヒュームに係る規制強化対策に関する方針とスケジュールの確認を行った。第2回、3回は厚生労働省の実施する実態調査の対応、第4回以降は厚生労働省の規制強化に係る対応方針の検討に当たった。すべての会合には、特別チームの委員の他に、海上技術安全研究所(以下「海技研」という)、日本中小型造船工業会(以下「中小造工」という)、日本造船協力事業者団体連合(以下「日造協」という)の関係者にも出席をお願いし、それぞれの立場から意見や情報の提供を得た。

② 厚生労働省の実施する実態調査とその対応

厚生労働省から、溶接作業で発生する溶接ヒュームのマンガ濃度を把握するため、溶接作業を行う業界に対して実態調査の協力要請があった。造船業界に対しては、10カ所の造船所で測定を行いたいとの要請が5月20日の説明会であった。実態調査は、本会会員会社の6造船所、中小造工会員会社の4造船所において、7月から10月にかけて、中央労働災害防止協会(以下「中災防」という)が測定機関として実際に造船所を訪問して実施した。実態調査には海技研と本会及び中小造工の事務局がすべて立会った。

実態調査が実施される1カ月前に、海技研と本会事務局が中災防と意見交換を行い、造船現場での計測について、現場の特性を説明するなどの事前準備を行った。

また、かかる中災防との意見交換を踏まえ、海技研と本会事務局が10造船所に対して実態調査の事前説明を行った。

③ 各種調査の実施

厚生労働省に対応するための各種調査を行った。

(a) 海技研による計測および三井E&S造船・千葉工場でのサンプル計測

4月に海技研において溶接ヒュームに含まれるマンガン濃度の計測を行った。一定のマンガン化合物が含まれることを確認し、6月に三井E&S造船・千葉工場にてサンプル計測を行った。

(b) 海外造船所の規制実態調査

欧州造船所の溶接ヒュームに係る法規制内容、規制実態や運用などを把握するため、ロンドンのジャパンシップセンター（以下「JSC」という）及びJSC経由でコンサル会社に調査を依頼した。フランス、ドイツ、オランダの造船所に直接訪問した報告書がまとめられ、今後の取組の参考とした。

一方、中国と韓国の造船所については、日本海事協会に調査を依頼した。防塵マスクの使用状況などは日本の実態とほとんど変わらないことが分かった。

(c) マンガンばく露に係る健康被害に関する文献調査

6月から7月にかけて、厚生労働省が提示するマンガンによる健康障害に係る資料の基となる報告書（「マンガン及びその化合物に係る健康リスク評価について」環境省・中央環境審議会）作成に携わったコンサル会社の担当者から、環境省のマンガンばく露指針値の決定経過、根拠、考え方についてヒアリングした。また、厚生労働省が主張する規制値の根拠論文などを精査する必要から、同社にその文献調査を依頼した。

(d) 防じんマスクに係る調査

7月から8月にかけて、三菱重工・神戸造船所、川崎重工・坂出工場の協力を得て、半面型防じんマスクの実効防護係数の調査を行った。防護係数40～50程度のデータが得られたが、結果として厚生労働省は半面型防じんマスクの防護係数については10以上を認めなかった。

また、厚生労働省では、欧州の造船所が全面型防じんマスクを使っている実態を承知しており、それを推奨しかねないことから、12月から1月にかけて、海技研、安全の専門家による全面型防じんマスクを装着した場合の作業性の問題や労災リスクの評価を行った。全面型防じんマスクを装着することで半面型防じんマスクよりも事故発生リスクが約1.5倍高まるとの結論が得られた。

④ 厚生労働省の規制強化案と今後の予定

厚生労働省は、本会を含む溶接作業を行う各業界の協力を得て実態調査を行いつつ規制強化の具体案策定を進めた。この間、本会はマンガン対策特別チームを中心に国土交通省海事局のバックアップを得つつ厚生労働省と折衝を重ね、業界意見の反映に努めた。12月と1月に厚生労働省の措置検討会が開催され、規制強化案が審議・了承され、2月に厚生労働省の措置検討会報告書が公表された。厚生労働省案は、溶接ヒュームガスを規制対象とし、EU規制値（0.05mg/m³）での規制とするが、達成方法については各社に任せ（例：半面型防じんマスク+局所換気も許容）、計測および分析については十分な知識及び経験を有する者または十分な能力を持つ機関の計測により判定することとなり、本会の意見が反映されたものとなった。規制強化案は2020年3月に厚生労働省の労働政策審議会で確定し、4月に政令・省令・大臣告示の改正（一部7月頃）がなされ、周知期間を経て2021年4月から施行されるが、作業主任者の選任及び溶接ヒュームの測定については猶予期間が認められるため2022年4月から実際に適用となる見込みである。今後は、厚生労働省事務局と詳細や運用について調整・質問等を行うとともに、さらなる造船業界全体の統一的な対応が求められるため、本会・中小造工・日造協で組織されている全船安を核として活動を展開していくこと、2021年度の施行に向けて、2020年度において規制に対する現場での対応方法についてマニュアルや周知キット等を中小造工と協力して作成する予定である。また、3月の理事懇談会において、厚生労働省の規制対応マニュアル作成や周知には経費が発生することから、過不足のない費用負担とするため、全船安の通常予算とは別に精算することが了承された。

(2) 厚生労働省による石綿障害予防規則の見直しへの対応

厚生労働省では2018年7月から「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策検討会」を開催し、石綿ばく露対策の検討を行ってきた。本検討会は、石綿使用有無の調査が不十分であった事例や、必要な措置をとらずに解体等が行われている事例が多数あったとの指摘（総務省勧告）に基づき、建設業を中心に、対策の見直しが進められた。12月3日開催の第5回検討会の中間とりまとめの中で、建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等の見直しの方向性(案)が示され、工作物や船舶の解体・改修についてもワーキンググループを設置して検討することとなった。

船舶ワーキンググループは、本会、中小造工、日造協、日本繊維状物質研究協会、日本基幹産業労働組合連合会から推薦された委員で構成され、1月31日に第1回、

2月17日に第2回、3月3日に第3回の会議が開催された。主な論点として、事前調査の対象、事前調査者の資格要件、工事前の事前届出制の対象等について検討され、第3回の会議で引き続き検討を進めるという内容のとりまとめ案が示された。

(3) 造船産業労使会議等、労働関係諸問題に係わる対策の推進

①日本基幹産業労働組合連合会（造船重機部門）との協調関係の推進

第59回造船産業労使会議は、12月9日に労使首脳が参加して開催され、「造船業を取り巻く諸課題」、「基幹労連の諸活動」等に関し、報告並びに意見交換が行われた。

下部機構の労働経済調査研究委員会は、5月13日（日本造船工業会）、10月23～24日（住友重機械工業名古屋製作所）に開催され、基幹労連の活動方針、労働経済に関する最近の情勢、造船業の現況等について報告及び意見交換を行った。

基幹労連事務局と本会事務局との政策懇談会は、8月26日に開催され、最近の造船事情、基幹労連の諸活動、政府への政策要望事項等について意見交換を行った。

（3月30日に開催を予定していた政策懇談会は、新型コロナウイルス感染拡大のため、中止となった。）

②賃上げ・一時金・退職金・高齢者雇用対策・働き方改革等に関する情報交換

(a)春季労使交渉関係

基幹労連加盟の各組合は、アクティブプラン2020(A P 20)春季取り組みとして、2月7日に総合重工部会所属の組合が、2月13日に造船部会所属の組合が要求書を提出した。

基幹労連では、賃金改善要求をこれまで2年分をまとめて一体で行っていたが、A P 16より業種別部会のまとまりを重視し、単年度で要求を行っており、A P 20においても、総合重工部会、造船部会の各組合とも3,000円の賃金改善要求を単年度で行った。（ジャパン マリンユナイテッドは春季労使交渉を実施しなかった。）

交渉の結果、3月11日より総合重工各社を中心に順次回答がなされ、賃金改善については、三菱重工業、I H I、川崎重工業、三井E&S造船、住友重機械工業、住友重機械マリンエンジニアリングが1,000円の回答をした。

年間一時金については、三菱重工業が5.65ヶ月（要求：5.95ヶ月）、I H Iが5.1ヶ月+協力金2万円（要求：5.6ヶ月）、住友重機械工業が5.51ヶ月（要求5.9ヶ月）、住友重機械マリンエンジニアリングが4.1ヶ月+3万円（要求5.3ヶ月）の回答となった。川崎重工業並びに三井E&S造船は業績連動方式を採用している。

中手專業各社の賃金改善については、協議中の新来島豊橋造船を除き、実施しないとの回答となった。

年間一時金については、大島造船所が3.2ヶ月（要求：40万円+4.0ヶ月）、名村造船所が3.0ヶ月（要求：40万円+4.0ヶ月）、サノヤス造船が3.2ヶ月+0.3ヶ月（要求：40万円+4.0ヶ月）、佐世保重工が2.6ヶ月（要求：40万円+4.0ヶ月）、尾道造船が3.5ヶ月（要求：40万円+4.0ヶ月）、新来島豊橋造船が2.0ヶ月+a（要求：40万円+4.0ヶ月）、内海造船が3.0ヶ月（要求：40万円+4.0ヶ月）、函館どつくが3.0ヶ月（要求：40万円+4.0ヶ月）との回答となった。

(b)労務関係

本会は、基幹労連「アクティブプラン」の交渉の背景となる一般経済情勢及び他産別の動向等の調査を行うとともに、会員会社の賃金、一時金、労働時間などの労働諸条件、高齢者雇用対策、働き方改革関連法の適用に向けた各社対応等の実態について定期的な情報交換を行った。

③労働関係諸法規等に関する情報交換

本会は、労働関係情報の収集に努め、労働行政の動向を把握し、問題点の検討を行った。

会員会社の参考に資するため下記の調査を取りまとめた。

- (a) 造船業における福利厚生の実態調査（制度編）
- (b) 労務交換資料
- (c) 本会会員会社造船部門従業員数調査

④安全衛生労使合同対策の推進（日本基幹産業労働組合連合会（造船重機部門）との連携事業）

造船産業労使会議の下部機構である安全衛生推進専門委員会は、以下について、報告・審議を行った。

- (a) 本会及び基幹労連の安全衛生活動
- (b) 安全衛生対策強化月間（7月及び2月）の実施要綱
- (c) 全国造船安全衛生対策推進本部（全船安）の活動状況
- (d) 2020年度事業計画 など

また、8月には、労使合同による安全衛生点検を以下の2事業所において実施した。

- ・ 8月28日：ジャパン マリンユナイテッド津事業所
- ・ 8月29日：三井E&S造船玉野艦船工場

(4) 安全衛生対策の推進

①安全管理目標と安全成績

安全衛生部会は、2019年1月～12月の安全管理目標を休業災害度数率0.50未満、強度率0.14以下と設定し、安全衛生管理体制の強化、重大災害の根絶及び類似災害の防止対策の徹底等、重点推進項目を掲げ、諸施策を実施した。

2019年の安全成績は前年度と比べ、休業災害発生件数は112件（対前年度比9件増）、休業災害度数率は1.00（前年度実績0.86）と悪化したものの、死亡災害は3件（対前年度比2件減）、強度率は0.24（同0.34）と改善した。

②労働災害防止強化対策「アクションプラン」の実施

安全衛生部会は2008年秋に策定された「労働災害防止強化対策（アクションプラン）」を継続実施した。

(a)安全情報の経営トップへのタイムリーな提供

本会理事会・正副会長会議において、「安全衛生事情」を議題に取り上げ、各社別安全成績を示し、引き続き、経営トップの災害防止への意識高揚に努めた。また、四半期に一度「安全衛生だより」を発行し、災害発生状況や安全衛生部会及び全国造船安全衛生対策推進本部（全船安）の活動についての最新情報を発信した。

(b)安全の専門家による安全衛生特別点検の実施

死亡災害が発生した事業所において、安全の専門家による安全衛生特別点検を実施している。

特別点検については、2019年度に以下の4事業所において実施し、2009年からの約11カ年で延べ41事業所において実施した。

- ・今治造船広島工場（4月12日）
- ・佐世保重工業（4月25日）
- ・ジャパン マリンユナイテッド有明事業所（4月26日）
- ・内海造船瀬戸田工場（2月4日）

③安全衛生対策強化月間

7月及び2月を「安全衛生対策強化月間」に設定し、安全衛生ポスターを作成し、会員事業所に配布して、安全衛生対策推進についての啓発を図った。

④安全衛生表彰

本会は、毎年、安全衛生管理目標を達成した事業所並びに一定の安全成績を収めた事業所に対し、表彰を行っている。

2019年度は、安全優秀賞に4事業所、安全優良賞に3事業所を選定し、2月の安全衛生部会で表彰した。

○安全優秀賞

- ・今治造船本社今治工場
- ・サノヤス造船大阪製造所
- ・新来島波止浜どつく
- ・三菱重工業横浜製作所

○安全優良賞

- ・三菱重工業神戸造船所
- ・三菱重工業長崎造船所
- ・ジャパン マリンユナイテッド横浜事業所

永年に亘り安全衛生活動・実務に精励した方を称えるために、事業所から推薦のあった以下5名を安全衛生功労者として表彰した。

- ・磯岡 厚志氏（新来島どつく）
- ・杉野 光政氏（ジャパン マリンユナイテッド津事業所）
- ・角田 英喜氏（三菱重工海洋鉄構）
- ・室井 康延氏（三菱重工業神戸造船所）
- ・瀬戸 昭人氏（三菱重工業横浜製作所）

⑤ホームページを活用した情報の提供

本会ホームページの「労働安全衛生コーナー」に随時、安全関係統計や労働災害防止に資する資料集を掲載し、各社の参考に供した。

⑥全国造船安全衛生対策推進本部（全船安）に対する支援

本会、日本中小型造船工業会、日本造船協力事業者団体連合会で構成されている全船安は、「船舶製造又は修理業」の労災保険の収支改善に向けて、全国の造船所において安全相互点検をはじめとする安全衛生推進活動を展開している。

2019年1月～12月の全船安傘下事業所約3,600社の休業災害件数は、285件（前年278件）となり、休業災害度数率は1.69（前年実績1.57）、強度率は0.24（同

0.55) となった。死亡災害は4件と、前年12件から減少した。

本会は、安全衛生関係行政の動向に関する情報提供など、全船安の諸活動を支援した。

(a)統括安全衛生責任者研修会

本研修会は、2009年度からスタートし、全船安の重点事業として取り組んできた。2011～2013年度は厚生労働省の委託事業として実施した。2019年度は国土交通省海事局の協力のもと、10月に横浜で開催し、47名が受講した。研修会では、製造・修繕部長クラスや統括管理に携わる参加者に対し、混在作業が多い造船現場での統括安全衛生管理の重要性と連絡調整を徹底するよう災害防止についての講義を行った。

本研修会の受講者数は、過去11年間の累計で1,051名となった。

(b)厚生労働省委託事業

本会は、全船安が2019年度に厚生労働省から受託した「外国人労働者に対する安全衛生教育教材作成事業」に関する運営を全面的に支援し、以下の2つの事業を実施した。

- ・外国人労働者に対する安全衛生教育用視聴覚教材を11言語で作成（DVD・YouTube）
- ・外国人労働者向け安全衛生パンフレットを11言語で作成

(c)本部特別点検の実施

死亡災害や重大災害を発生させたり、労働基準監督署から安全指導を受けるなど、特別に点検・指導が必要とされる事業所にて、正副本部長、本部役員、総支部（副総支部長、専門スタッフ）による特別点検を行っており、2019年11月・12月に下記4事業所にて実施した。

点検は朝の体操から開始し、不安全状態や行為などの改善事項については是正報告を求めた。

- ・サノヤス造船水島製造所（11月26日）
- ・ヤマニシ（12月5日）
- ・佐世保重工業（12月19日）
- ・カナサシ重工（12月20日）

(5) 造船業界に係わるPR活動の推進

①造船関係資料・パンフレットなどPR資料の作成

「造船関係資料」を作成して、本会HPや紙媒体によりマスコミをはじめ広く一般へ提供することで、最新の造船業の実情を理解してもらおうべく、啓蒙に努めた。

②会長記者会見、会長インタビューなどパブリシティ活動の推進

本会は、定例の会長記者会見を、4月、6月、12月に業界紙及び一般紙を対象として開催した。会見では新造船の受注量統計などを基に国内外の造船・海運関連の動きを中心に「最近の造船マーケット」を説明するとともに、「J E C K U造船首脳会議の開催」など、造船業界における主要な出来事を説明した。

内外のマスコミ、研究機関、金融機関、調査機関、企業等からの問い合わせに対し、本会で作成した「造船関係資料」等をベースに、造船業の置かれた現状・問題点、将来の見通しなどについて説明した。

③オスロ国際海事展への参加

6月にノルウェーのオスロで開催された「Nor-shipping 2019」国際海事展に日本船舶輸出組合と共同で出展参加した。

(6) 環境問題に対する取組み

環境部会は、以下の各種環境問題に取り組んだ。

①地球温暖化防止関係

本会は、地球温暖化防止に向けた産業界の取組みとして経団連が推進する低炭素社会実行計画に参加している。ここでは、国内の事業活動における温室効果ガス削減目標として「2020年のCO2排出量を原単位で2012年比5%程度削減する。」及び「2030年度のCO2排出量を2013年度比6.5%削減する。」よう努める。なお、この目標は、「造船業界における将来の生産量見通しや、わが国のエネルギー政策及びその前提条件等に変更が生じた場合、見直す可能性がある。」旨を掲げている。今年度は、上記の目標達成に向け、会員各社における2018年度の取組み実績についてフォローアップ調査を実施し、経団連へ報告した。

②廃棄物対策・リサイクル関係

本会は、経団連の環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕に参加しており、業種別目標として「船舶製造段階における産業廃棄物再資源化率を2020年度において86%程度とするよう努める。」旨を掲げている。

今年度は、2018年度の会員各社における廃棄物等の発生量・再資源化量に関する調査を実施し、経団連へ報告した。

③化学物質関係

化学物質排出把握管理促進法（PRTR制度）に基づき調査された「2018年度における造船業の化学物質排出量・移動量」を取りまとめ、各社の参考として展開した。

④各種環境規制関係

会員各社の事業活動に影響を及ぼし得る環境規制について動向を把握し、情報共有を図るとともに業界意見の発信を行った。

（7）税制改正要望活動等の推進

①税制改正要望項目の取りまとめ及び要望活動の推進

本会は、国土交通省や他の業界団体と連携を密にしながら、造船業界に関係の深い税制に係わる要望活動を展開した。財務部会において、「法人税等の実質減税の実現」「産業基盤強化のための税制措置」等の産業界全般にわたる税制と、「特定資産（船舶等）を買換える場合の圧縮記帳制度の延長」「国際船舶に係る登録免許税の特例措置の延長」の海運関連税制を重点項目とした令和2(2020)年度税制改正要望事項を取りまとめ、8月の書面による理事会決議で承認を受け、11月に自民党をはじめ関係方面へ要望を行った。

12月に政府は令和2（2020）年度税制改正大綱を決定し、本会の重点要望事項に関しては次の通りの結果となった。

(a)産業界全般にわたる税制項目

政府の税制改正大綱に、既存の税額控除制度の適用要件が厳格化される一方、オープンイノベーション促進税制の創設や、企業の事務負担軽減のため、連結納税制度の見直しや消費税の申告期限の延長特例の創設等が盛り込まれた。

(b)海運関連税制項目

政府の税制改正大綱に、「特定資産（船舶等）を買換える場合の圧縮記帳制度」について、買替資産の船齢を法定耐用年数以下とする要件を設けたうえ3年間の延長、「国際船舶に係る登録免許税の特例措置」については2年間の延長が盛り込まれた。

②経理問題・資金問題に関する情報交換

本会は、会員各社が発表する「2019年3月期末決算」及び「2020年3月期中間決算」について情報交換を行った。2019年12月には経理情報交換会を開催し、I F R S (International Financial Reporting Standards〔国際財務報告基準〕)への対応状況をはじめ、各社の会計方針及び経理処理、会計監査への対応等に関して幅広く情報交換を行った。

(8) 法規株式関係対策の推進

法規・株式部会は、会員会社の株主総会運営の充実化・効率化を図るため、7月、2月に会議を開催し、各社の定時株主総会のスケジュール・運営・総会関連資料等について情報・意見交換を行った。

4. 中手造船委員会関係

中手造船業に係わる経営基盤の整備、関連諸施策の推進について、適宜、委員会等を開催し、中手造船業特有の諸問題や海事展についての意見交換を行った。

(1) 中手技術連絡会での技術研究開発の推進

技術委員会に参画している中手造船会社では中手固有の技術的課題に対処すべく、技術連絡会を組織し、日本海事協会・日本造船技術センター等の協力を得ながら、下記の取り組みを行った。

性能分野では、2015年度（平成27年度）から「CFDを用いた複雑形状（省エネ付加物）対応計算、船型／省エネ付加物最適化、波浪中計算及び操縦性能計算に関する調査研究」を実施しており、2020年度（平成32年度）までの予定で第五期研究を実施している。

構造分野では、2019年度（平成31年度）から新たに「開孔基準の検討」の研究を2年間の予定で開始した。

艀装分野では、2016年度より実施していた「構造用接着剤の適用範囲と工事要領について」の研究を終了し、新たに「硫黄分0.5 %規制油に対応した適切な燃料システム」の研究を2年間の予定で開始した。

(2) 中手労務担当課長連絡会議・人事担当課長連絡会議の開催

中手労務担当課長連絡会議・人事担当課長連絡会議を2回（7月、11月）開催し、労使交渉の状況、労働時間・育児介護休業等の労働関係に係る課題について情報交換を行った。

(3) 中手造船業に関連する諸統計資料の整備

海運市況、造船市況及び韓国等主要の造船国の現状に関する資料を作成して、中手各社の業務の参考に供した。

5. その他

(1) 事務連絡組織関係

本会には、常設委員会関係の他に、総務関係事項等を検討する組織として、総務部長会議が設けられており、必要に応じ会議を開催し、当面する総務関係諸問題の処理について、情報・意見交換を行った。

(2) 造船工業会ニュースの作成

造船工業会ニュース247号から258号までを発行し会員各社の業務の参考に供した。

海上運賃、新造船船価及び外国為替レート等の毎月の動きに加え、世界の新造船工事状況、本会会員会社の竣工船実績調査などの統計類を定期的にまとめた。

会 員 名 簿

法人会員：17社

(2020年3月31日現在)

会 社 名	指 定 代 表 者		
(株) I H I	会 長	齋 藤	保
今治造船(株)	社 長	檜 垣	幸 人
(株)大島造船所	代 表	南	尚
尾道造船(株)	社 長	中 部	隆
川崎重工業(株)	会 長	村 山	滋
佐世保重工業(株)	副 社 長	森	三 四
サノヤス造船(株)	社 長	上 田	孝
ジャパン マリンユナイテッド(株)	特 別 顧 問	三 島	慎次郎
(株)新来島どつく	社 長	曾 我	哲 司
(株)新来島豊橋造船	社 長	森 本	洋 二
住友重機械工業(株)	相 談 役	中 村	吉 伸
常石造船(株)	社 長	河 野	健 二
内海造船(株)	社 長	原	耕 作
(株)名村造船所	社 長	名 村	建 介
函館どつく(株)	社 長	関 川	義 紀
三井E & Sホールディングス(株)	相 談 役	加 藤	泰 彦
三菱重工業(株)	相 談 役	大 宮	英 明

団体会員 1

(一社) 日本中小型造船工業会

会 長 東 徹

準 会 員 0

(本事業年度内の指定代表者の変更)

佐世保重工業(株) 加藤陽一 → 森 三四 (2019年6月19日)

内海造船(株) 川路道博 → 原 耕作 (2019年6月19日)

役員名簿

理事：19名 監事：2名

(2020年3月31日現在)

会 長	理 事	斎 藤 保	(株) I H I
副 会 長	同	中 村 吉 伸	住友重機械工業(株)
同	同	大 宮 英 明	三菱重工業(株)
同	同	村 山 滋	川崎重工業(株)
同	同	加 藤 泰 彦	三井 E & S ホールディングス(株)
同	同	三 島 慎次郎	ジャパン マリンユナイテッド(株)
同	同	檜 垣 幸 人	今治造船(株)
同	同	南 尚	(株)大島造船所
同	同	上 田 孝	サノヤス造船(株)
専務理事	同	瀬 部 充 一	学識経験者
常務理事	同	寺 門 雅 史	学識経験者
	同	中 部 隆	尾道造船(株)
	同	森 三 四	佐世保重工業(株)
	同	曾 我 哲 司	(株)新来島どつく
	同	森 本 洋 二	(株)新来島豊橋造船
	同	河 野 健 二	常石造船(株)
	同	原 耕 作	内海造船(株)
	同	名 村 建 介	(株)名村造船所
	同	関 川 義 紀	函館どつく(株)
	監 事	土 井 裕 文	学識経験者
	同	小 葉 竹 泰 則	学識経験者

(本事業年度内の役員の変動)

理 事	加藤 陽一 (佐世保重工業(株))	(2019年6月19日退任)
理 事	森 三四 (佐世保重工業(株))	(2019年6月19日就任)
理 事	川路 道博 (内海造船(株))	(2019年6月19日退任)
理 事	原 耕作 (内海造船(株))	(2019年6月19日就任)
理 事	木内 大助 (学識経験者)	(2019年6月19日退任)
理 事	瀬部 充一 (学識経験者)	(2019年6月19日就任)
監 事	上杉 繁 (学識経験者)	(2019年6月19日退任)
監 事	土井 裕文 (学識経験者)	(2019年6月19日就任)

相談役・顧問名簿

相談役：9名

(2020年3月31日現在)

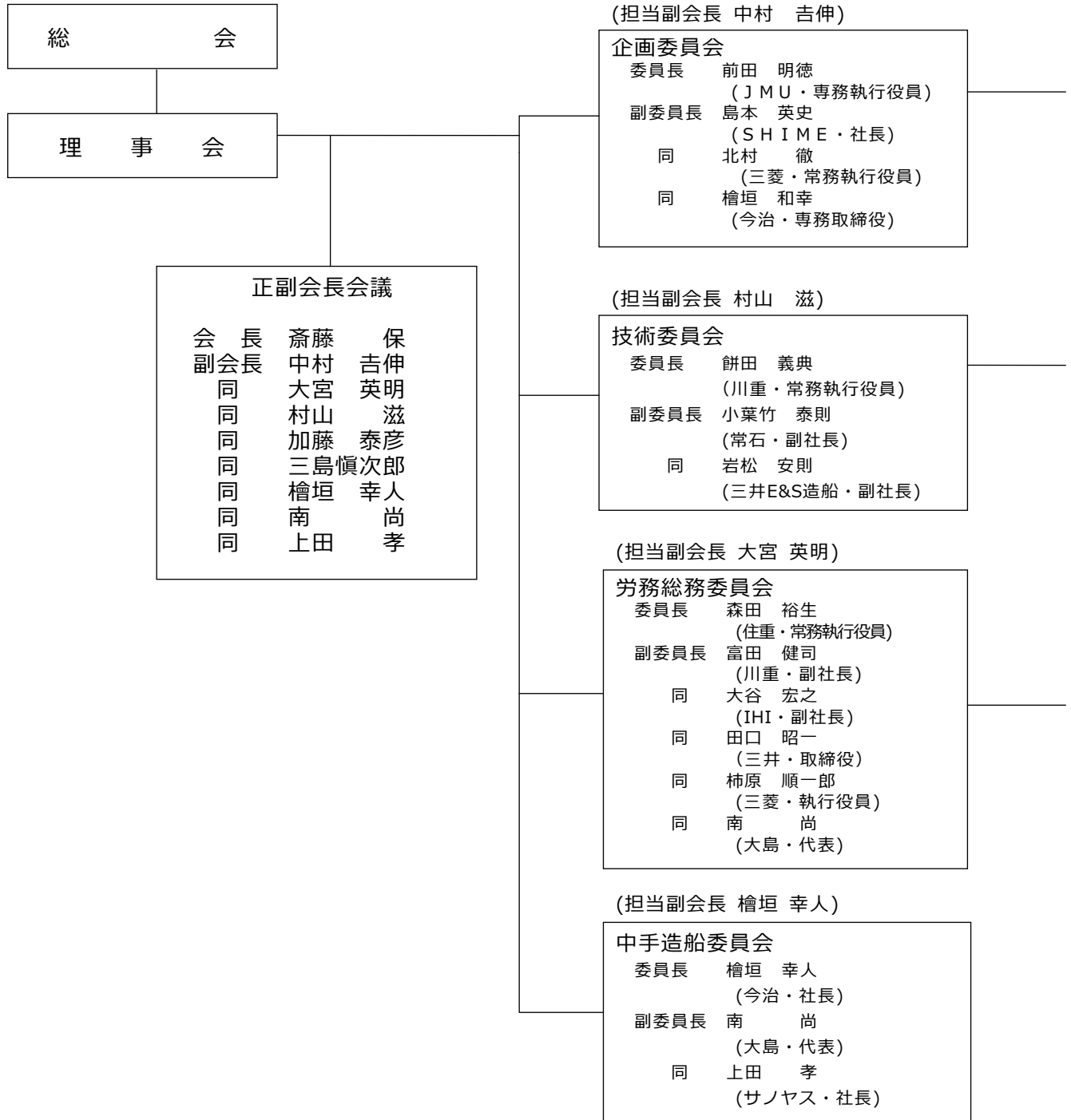
合 田 茂	1993年6月16日～1995年6月22日	本会会長
相 川 賢太郎	1997年6月19日～1999年6月15日	(同)
岡 野 利 道	2001年6月19日～2003年6月17日	(同)
伊 藤 源 嗣	2003年6月17日～2005年6月21日	(同)
西 岡 喬	2005年6月21日～2007年6月19日	(同)
田 崎 雅 元	2007年6月19日～2009年6月16日	(同)
元 山 登 雄	2009年6月16日～2011年6月21日	(同)
釜 和 明	2011年6月21日～2013年6月18日	(同)
佃 和 夫	2013年6月18日～2015年6月16日	(同)

(会長就任順)

顧問：なし

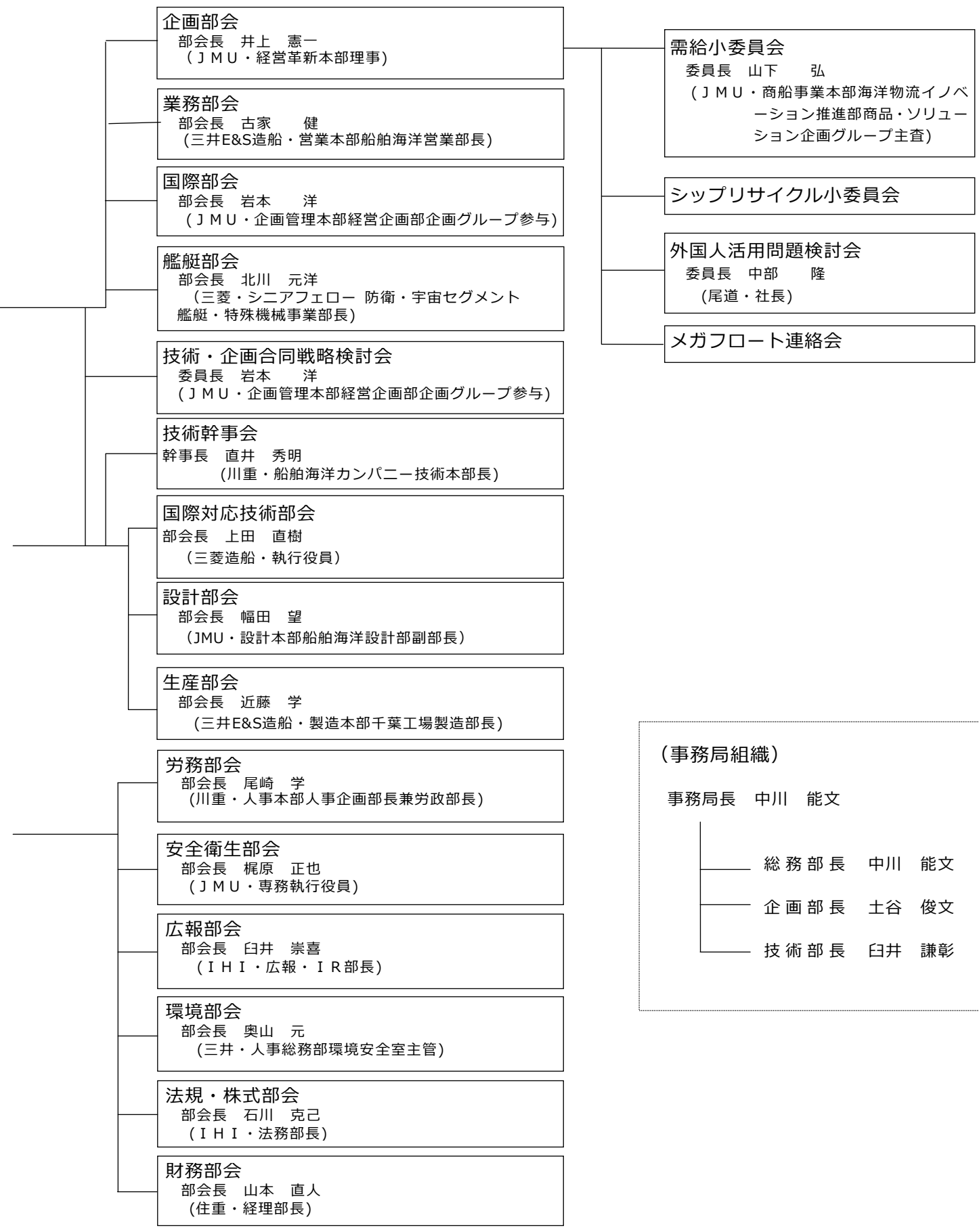
一般社団法人 日本造船工業会 組織図

2020年3月31日現在



(注)社名略称 ① J M U … ジャパン マリンユナイテッド

② S H I M E … 住友重機械マリンエンジニアリング



企画部会
部会長 井上 憲一
(JMU・経営革新本部理事)

業務部会
部会長 古家 健
(三井E&S造船・営業本部船舶海洋営業部長)

国際部会
部会長 岩本 洋
(JMU・企画管理本部経営企画部企画グループ参与)

艦艇部会
部会長 北川 元洋
(三菱・シニアフェロー 防衛・宇宙セグメント
艦艇・特殊機械事業部長)

技術・企画合同戦略検討会
委員長 岩本 洋
(JMU・企画管理本部経営企画部企画グループ参与)

技術幹事会
幹事長 直井 秀明
(川重・船舶海洋カンパニー技術本部長)

国際対応技術部会
部会長 上田 直樹
(三菱造船・執行役員)

設計部会
部会長 幅田 望
(JMU・設計本部船舶海洋設計部副部長)

生産部会
部会長 近藤 学
(三井E&S造船・製造本部千葉工場製造部長)

労務部会
部会長 尾崎 学
(川重・人事本部人事企画部長兼労政部長)

安全衛生部会
部会長 梶原 正也
(JMU・専務執行役員)

広報部会
部会長 臼井 崇喜
(IHI・広報・IR部長)

環境部会
部会長 奥山 元
(三井・人事総務部環境安全室主管)

法規・株式部会
部会長 石川 克己
(IHI・法務部長)

財務部会
部会長 山本 直人
(住重・経理部長)

需給小委員会
委員長 山下 弘
(JMU・商船事業本部海洋物流イノベーション推進部商品・ソリューション企画グループ主査)

シップリサイクル小委員会

外国人活用問題検討会
委員長 中部 隆
(尾道・社長)

メガフロート連絡会

(事務局組織)

事務局長 中川 能文

総務部長 中川 能文

企画部長 土谷 俊文

技術部長 臼井 謙彰